

介護保険制度などの対象とならない 40 歳未満のがんなどの患者さまと、ご家族のみなさまへ

土浦市 若年がん患者等の 在宅療養支援助成事業

末期がん等のために在宅療養される方が、住み慣れたご自宅で安心して過ごすことができるよう、療養生活に必要な介護サービス利用料を助成します。

対象となる方 次の**全て**にあてはまる方が対象です。

- (1) 土浦市に居住かつ住民登録がある方
- (2) サービス利用時に 40 歳未満の方
- (3) がん患者(介護保険の第 2 号被保険者が要介護(要支援)認定を受ける状態と同等)と、医師に診断された方

助成の対象となるサービス

サービス種類	内容
訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問して行う、入浴、排せつ、食事等の介護。 (利用者が単身、またはその家族が障害や病気等のために、本人もしくは家族が家事を行うことが困難な場合には、掃除・洗濯・調理など日常生活上の援助サービスも助成対象となる場合があります。)
訪問入浴介護	自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の自宅を訪問し、看護師や介護職員が行う入浴の介護。
福祉用具のレンタル	車いす・車いす附属品・特殊寝台(電動ベッド)・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症徘徊感知器・移動用リフト・自動排泄処理装置
福祉用具の購入	腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具部分

※ 他制度による、同等の支援事業との併用はできません。ただし、県の「いばらきがん患者トータルサポート事業(若年患者療養生活サポート事業補助金)」は例外です。

利用の流れ

※ サービス事業者との利用契約の締結や利用頻度などの調整は、原則ご本人またはそのご家族等で行ってください。

1 助成金の交付申請

- ・申請書を記入し、医師意見書を添えて、健康増進課窓口または郵送でご申請ください。
- ・利用認定の手続きには医師意見書の添付が必要です。
医師意見書の作成にかかった費用は、全額利用者負担です。
- ・市は、申請内容を審査し、決定通知書または申請却下通知書によりお知らせします。

☆ サービス利用と支払い

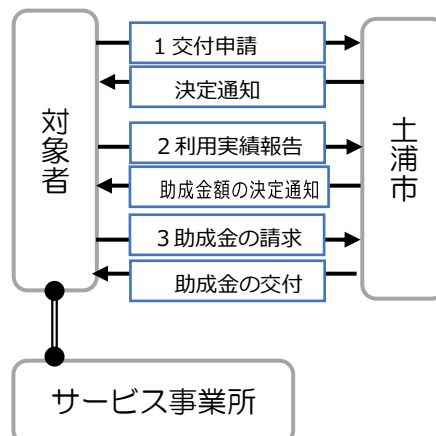
- ・交付決定を受けた日以降に利用したサービスが、助成対象となります。
- ・サービス利用料は、一度全額をサービス事業者にお支払いいただきます。
- ・サービス事業者が発行する領収書と、サービス内容・利用回数・金額が確認できる明細書を保管しておいてください。

2 実績報告

- ・月ごとに、利用したサービスの領収書・利用明細書等の必要書類を添えて、実績報告をご提出ください。
- ・提出された実績報告の内容を市が審査し、助成金額を決定して通知します。

3 助成金の請求と交付

- ・通知された金額の助成金を請求書により請求してください。市は、請求に基づき助成金を指定口座に振り込みます。



助成金の計算方法：

1 か月ごとのサービス利用料の合計金額に 0.9（生活保護受給中の方は 1.0）をかけた額（1 円未満切り捨て）と、助成上限額 63,000 円（生活保護受給中の方は 70,000 円）のうち、低い方の額が、市の助成金額となります。

【土浦市ホームページ】

ホームページでは、申請書や医師意見書などがご確認いただけます。



【問合せ先】

土浦市健康増進課 健康支援係
〒300-0812
土浦市下高津二丁目 7-27
（土浦市保健センター内）
電話：029-826-3471
Fax：029-821-2935

いろいろな心配事があることかと思えます。
どんなことでもお電話ください。
保健師がお話をお伺いします。

